

総合科学技術会議
第27回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1. 日時 平成15年12月12日(金)18:00～20:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3. 出席者

茂木敏充科学技術政策担当大臣(途中退席)

(委員) 井村裕夫会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 黒田玲子議員
石井美智子委員 位田隆一委員 香川芳子委員 島菌進委員
高久史磨委員 西川伸一委員 藤本征一郎委員 町野朔委員
南砂委員 鷲田清一委員

(事務局)大熊統括官 永松審議官 上原審議官 外山参事官 他

4. 議題

- (1) ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
- (2) その他

5. 配付資料

- | | |
|-------|------------------------------|
| 資料1 | 総合科学技術会議第26回生命倫理専門調査会議事概要(案) |
| 資料2 | ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案) |
| 資料3 | 委員個人意見書(暫定版) |
| 資料4 | 調査票実施状況 |
| 資料5 | 人クローン個体産生禁止条約の国連総会における審議状況 |
| 追加資料1 | 位田委員資料 |
| 追加資料2 | 勝木委員資料 |

(井村会長) 定刻になりましたので、総合科学技術会議の第27回生命倫理専門調査会を開催いたします。

本日は茂木大臣が出席されておりますので、まず大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

(茂木大臣) 内閣府科学技術政策担当大臣の茂木です。どうぞよろしく申し上げます。

委員の皆様には、一昨年8月以来、ヒト胚の取り扱いの問題について、本日まで20回にわたる精力的な議論をいただいていると伺っております。まずは心より感謝申し上げます。

本日の調査会で、パブリックコメントを行うための報告書案の取りまとめを目指して議論が進められると聞いております。思い返せば6年前、国会で臓器移植法の審議がありましたが、そのときも生命倫理に関する、さまざまなメリット、デメリット、哲学的なことまでも議論したことを鮮明に記憶しています。

現在、検討いただいておりますヒト胚の取り扱い、すなわち生命の尊厳、もう一方で生命科学がもたらす恩恵のバランス、トレードオフ、それらの生命倫理の問題について、今後、国民各界各層の広い意見を聞くことが非常に重要だと思っています。今回、これらの側面を重視し、これまで2年余りにわたって議論を詰めてきた論点について、最終的な意見集約を図る前にできるだけわかりやすく整理し、これを報告書案として取りまとめた上でパブリックコメントを求めることとしたと承知しています。

この報告書については、今月の総合科学技術会議本会議に報告した上で、おおむね2カ月間のパブリックコメントにかける予定です。また、この間、一般国民を対象とした説明会等も開催し、この問題についての議論を深め、充実したものにしていきたいと思っています。パブリックコメントの後にも、調査会の委員の皆様には、最終的な意見の集約に対してもさらなる御尽力、御協力をお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。

(井村会長) どうもありがとうございました。

それでは、まず資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局) 資料1が、第26回の専門調査会の議事概要(案)です。資料2が、

ヒト胚の取り扱いに関する基本的な考え方（案）です。資料3が、委員個人意見書の暫定版です。資料4が調査票実施状況、資料5が、人クローン個体産生禁止条約の国連総会における審議状況です。追加資料1は位田委員資料、追加資料2は、勝木委員資料です。以上です。

（井村会長）前回専門調査会の議事概要につきまして、既に委員の先生方のコメントを踏まえたものを事務局で取りまとめ、案としてお手元に配付しております。特段のコメントがなければ、これで確定をしたいと思いますが、よろしいですか。

では、本日の議題は、ヒト受精胚の生命の萌芽としての取り扱いのあり方についてです。それからもう一つ、外務省からクローン条約に関する国連の議論の報告があります。これは後ほど何うことにしたいと思います。

なお、大臣はこの後公務がございますので、ここで退室をされます。どうもありがとうございました。

（茂木大臣）よろしく願いいたします。（茂木大臣退室）

（井村会長）では、審議に入ります。

本日配付されている報告書案は、前回専門調査会における議論を踏まえて、修正したものです。本日は、まずこの報告書案についてご議論をいただくということにしたいと思います。報告書案について、皆さんの基本的な了承が得られましたら、各委員個人の意見書を出していただいておりますので、これをパブリックコメントと一緒にかける予定ですので、ご説明をしていただきたいと思いますと考えております。

まず報告書案の修正内容につきまして、事務局から説明をいたします。また、前回の専門調査会報告書案作成の参考に行ったアンケートにつきまして、その結果を求める意見がありましたので、あわせて説明をしたいと思います。

では、お願いします。

（外山参事官）前回からの主な修文につきまして、ご説明いたします。

事前に送付いたしました下線付きの報告書案とおおよそ同様でありますので、ポイントのみ簡単にご説明いたします。

1 ページ目から 6 ページ目の「はじめに」の部分では、例えば「研究」を「医学研究」あるいは「技術」を「医療技術」に統一するなど、用語の統一を図っております。12 ページ「宗教上の位置付け」で、なぜ宗教上の位置付けの記載が必要かということを追加しております。19 ページ、c の「研究目的でのヒト受精胚の作成」の一番下の丸から 21 ページにかけて記載を変更しております。主な変更点は、受精胚を作成する場合について、生殖補助医療と難病の研究についての 2 つに大きく分けて記述しております。難病につきましては、前は重篤な先天性疾患のみを挙げておりましたが、このほかに重篤な遺伝性疾患の研究の一部を対象に加えております。また、重篤な結果をもたらす先天性難病につきましては、染色体異常のほかに、インプリンティング現象の異常を挙げて、インプリンティング現象の説明をしております。また、生殖補助医療がヒト受精胚から人を生み出す目的の枠内にあるのに対しまして、難病研究は枠外である旨記載しております。27 ページの動物性集合胚の 3 つ目の丸で「『特定胚の取扱いに関する指針』に基づき、『動物性集合胚』の作成に当たっては、ヒト受精胚又はヒトの未受精卵を用いてはならないものとされている」という記載を追加しております。29 ページの 3 の動物性集合胚で「なお、動物性集合胚の作成等に当たっては、クローン技術規制法の規定に基づき、届出が必要とされているが、現時点までに同法に基づき実施されているものはない」という記載を加えております。31 ページの下から 2 行目で、従来はヒト胚分割胚等につきましては、ヒト受精胚との間で倫理的に差異を認めないと断定的に記載してありましたが、人クローン胚についても幾つかの意見の紹介になっておりますことから、これらの胚につきましては、人クローン胚の場合と類似した議論が考えられるなどとしております。38 ページ第 3 部「制度的枠組み」につきましては、前回いただいた議論を踏まえまして大幅に書き入れております。1 の「基本的考え方」につきましては、政府はヒト受精胚等の倫理的な位置付けと取扱いのあり方を何らかの制度として明確にすべきといたしました。2 の「考えられる制度の形態」では、法令に基づく規制についても整備する余地があるなどいたしました。さらに国のガイドラインについては、ES 細胞指針の運用状況について説明しているところです。また、学会等の自主規制につきましては、ガイドラインの実効性の強化を図るべきと記載しております。40 ページ「検討の状況」につきましては、「現時点における委員の見解の大勢は、当面はガイドラインによる規制をもって対応することを支持しつつ、将

来的にはヒト受精胚等に関する法令の必要性に関する検討も視野に入れつつ、国民的対話、国民的議論を進めることを求めるものである」としております。

「他方、国として、ヒト受精胚の『人の生命の萌芽』としての地位を明らかにするために、法令による規制の整備に直ちに着手すべきとする見解もあった」と。「強制力を伴う規制を求める立場のみならず、ヒト受精胚等の尊重を理念として定める法令で足りるとする立場からも採り得るものである」と「学会等の統制機能を強化し、例えば弁護士会の様な枠組みを整備することにより学会等によるガイドラインで対応すべきとする見解もあった」と「クローン技術規制法がヒト胚の保護を目的として制定された法律ではないことから、人クローン胚のヒト胚としての保護には今後、別途の枠組みの整備を必要とする意見と、現時点ではヒト胚の保護もクローン技術規制法の目的に含まれると考える余地があるとする意見があった」と紹介しております。3の公的審査機関では、徹底した情報開示等による透明性、積極的な情報発信、それから専門知識を有し、利害関係のない委員による審査が必要であることや、あるいは調査権限等規制の実効性を確保するための権限の付与の必要性を指摘する意見もあったことを紹介しております。42ページの「むすび」で、下の2つの段落を新たに追加してありまして、この問題が我々の社会がいかなる倫理的基準を共有し得るかという問題でもあることから、これらの論点に関して国民の広範な意見を求めた上で、専門調査会として意見の集約に努めることとし、したがって、この報告書は現時点では中間的なものであり、意見を今後集約し、最終的な報告書を取りまとめる予定であるということで、なぜ今この段階で、かつこういった形でパブリックコメントにかけるのかを明確にしております。最後の段落で、「この検討の中で、生命科学の発展が今後、広範な市民生活に影響を及ぼすことも考えられるとし、生命倫理に関して独立した検討組織を設けることも含めて体制整備について検討していくことを求める議論もあった。この点についても今後討議することが必要である」と追加しております。

次に、前回のアンケート調査の結果ですが、資料を読んで説明いたします。なお、寄せられたコメントにつきましては、前回の修文や制度的枠組みに関する論点のところ、既にご紹介してあるものもありますので、ご意見につきましてはご覧いただければと思っております。質問事項にご記入いただいた委員は、全部で17名でございます。ご意見のみが3名でございます。以下、17名の意見のご紹介でございます。最初の1(1)ヒト受精胚の倫理的位置付け

につきましては、2ページ目「『人』と同じではないが」の が14名で一番多く選ばれました。(2)ヒト受精胚の研究目的の作成「ヒト受精胚を研究目的で作成することが許される場合があると考えますか」という問いに対し、「ある。」が全部で14名です。その内訳は、3ページ「生殖補助医療、難病等の医学研究のみ」が12名、「医学研究のみならずその他の様々な研究」が1名となっております。4ページ(3)ヒト受精胚の研究目的の利用で、「ヒト受精胚を研究目的で利用することが許されると考えますか」という問いに対し、「上記(2) で回答したとおり作成した受精胚を研究に用いてよい」という方が12名、「余剰胚に限り研究に用いてよい」が5名、5ページ目の「ヒト受精胚を研究目的に利用することは一切許されない」という方はございませんでした。2(1)人クローン胚の位置付けで「ヒト受精胚と比較した場合の人クローン胚の倫理的な位置付けについて、どのようにお考えですか」、「ヒト受精胚に準じた位置付けを与えられるべき」という方が4名、「ヒト受精胚とは異なった倫理的な位置付けを与えられるべき」が5名、「ヒト受精胚とそれとの間に相違を認めることはできない」という方は7名、と合わせて11名です。(2)人クローン胚の作成「人クローン胚の作成は許されると考えますか」という問いに対し、単数回答、複数回答と分かれています。単数回答で「許される」が9名、「許されない」はございませんでした。「『モラトリアム』期間を置くべき」という方が7名いらっしゃいます。さらに、複数回答で 及び - 1、2 を選択した方が1名です。7ページ3のヒト受精胚等に関する制度(1)ヒト受精胚等の作成・利用の規制「ヒト受精胚等の作成・利用に関する規制について、いかなる方法が望ましいと考えますか」という問いに対し、単数回答では「法律による規制」が4名、 の「国のガイドラインによる規制」が11名という状況で、あと1名の方が両方、 、 を選択しております。以上です。

(井村会長)ありがとうございました。

では、報告書案につきましてご議論をいただきます。前回は、制度的枠組みについて、ご議論をいただきました。それをもとに、相当修正を入れたものを報告書案として出しております。まずそこからご議論をいただいて、その後全体を通じたご議論いただき、それから個人のご意見を伺いたいと思います。

38ページにつきましては、法律をつくるという考え方、ガイドラインで規

制するという考え方、学会の自主規制という考え方、3つあったと思います。しかし、将来法律を考えるとしても、現時点でまずガイドラインをつくること
がいいのではないかというご意見が多かったように思いますので、その線に従
って書いております。それから、何らかの公的審査機関を置くべきであろうと
いうご意見が多くありました。研究を認める場合に何らかの公的審査機関が必
要になります。以上が主要な修文ですので、まずそこからご議論をいただきた
いと思います。

（島園委員）この制度的問題についての議論は、前回なされました。しかし、
このアンケートはその前に行われたということの一つ添えられた方が……。

（井村会長）既にお渡しした報告書案にはこのことを書いておりましたので、
アンケートに入れたわけです。ごらんいただいている前提のもとに入れてあり
ます。

（島園委員）このアンケートそのもののレジティマシーといいますが、無記名
で行われたこと、質問の立て方等々について、大いに問題だと思っております。
本日結果を資料として出していただいたのはありがたいと思いますが、例えば
「大勢は」と書いてあります。これはアンケートをもとに判断なさったことと
理解してよろしいでしょうか。

（井村会長）アンケートは参考にするためにとったもので、必ずしもアンケー
トの結果踏まえたわけではありません。調査会でのご議論を見ながら、大勢の
ご意見などを考えたので、アンケートが多かったから直ちにそうだということ
ではありません。ただ、そのときそのとき欠席される方もあり、また非常によ
く発言される方と余り発言されない方もありましたので、委員全員の皆さんの
ご意向を知りたいのでアンケートを行いました。

（島園委員）アンケートについて申しますと、今回は20名にアンケートをと
っておりまして、ガイドラインというお答えの方が11名です。過半数を超え
ているとは言えるのですが……。

(井村会長)ここではアンケートよりも、前回のご議論を参考にして、ガイドラインが良いのではないかと考えました。前回そういった方が多かったと私は判断いたしました。

(島菌委員)私の判断はそうではなかったので、審議の中からそういう結論が出るかどうか、疑問に思っております。

(井村会長)では、ご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(位田委員)今、島菌委員がおっしゃったアンケートの件について、私も意見があったのですが、前回欠席しましたので、追加資料に示させていただきました。この制度的枠組みの部分については、前回欠席したために必ずしも議論の経過はよくわかりませんが、国のガイドラインの場合に、法律に基づくガイドラインと基づかないガイドラインの2種類があることが、この表記では必ずしもよくわからない。例えば、ES細胞の樹立及び使用に関する指針は、法律に基づくガイドラインです。それに対して、特定胚の研究に関する指針はクローン法に基づくガイドラインですので、罰則がかかる可能性がある。そこをはっきりしておかないと、仮に指針違反があった場合にどうなるのかがはっきりしない。私自身は、人の生命の萌芽とヒト胚を位置付けた以上は、当然その保護に関しては、法律に基づくべきだという意見であります。法律でどこまで細かいことが書けるかという問題もありますので、法律である程度一般的なことを決めておいて、もちろん罰則つきでありますし、一般的なこと、枠組みを決めておいて、その上で、現場で実際に指針として使える法律に基づくガイドラインであるべきであろうと思っています。そうする以上は、イギリスのHFEAの例にありますように、「人の生命の萌芽」である胚を、国が中央でコントロールするシステムがなければ、いくらこの報告書の中で人の尊厳とか、もしくは人の尊厳に由来する尊厳もしくは生命の尊重といっても、実質的には意味のない、中身の無い議論になってしまうと思っております。

(外山参事官)追加いたします。39ページ上から1つ目の丸に、同じガイドラインでもクローン技術に基づく特定胚指針はこの例であること、法令に基づ

くガイドラインということに記載しております。b「国のガイドライン」ではESの指針のガイドラインということで両方ご紹介しており、前回もそのことをご説明し、ご議論いただきました。

(位田委員) これは一般の人が当然読まれると思いますので、その区別を一般の方が読んでわかるように書いていただかなければ意味がないと思います。確かに、私もこれ一たん読ませていただいたので、そう書いてあることはわかりますが、少なくとも特定胚指針は、法令に基づく規制の中に入っておりますし、同じ指針という言葉がESの指針と両方出てくるので、どう違うのかは、これからパブリックコメントを求める場合にわかりにくいかと思っておりますので、2種類あるということをも明記するべきだと思います。

(井村会長) そこは検討したいと思っております。ただ、法律ということになりますと、大変大きな問題になるのではないかと私どもは考えたわけです。といいますのは、では胎児まで含めるのかどうなのか、胚だけでいいのかどうなのかが問題になるわけです。現在の日本の胎児に関する法律は、母性保護法と刑法しかないので、倫理は明確に規定されていないところもあるわけです。私どももまだそこまで議論をしておりませんので、この制度的枠組みを見ていただくと、将来そういう方向を検討する、しかしとりあえずガイドラインを決めるという線で書きました。それでは問題でしょうか。

(位田委員) 今こうなっているから、なかなかつukれないんだというのは、論理が反対だと私は思っていますので、法律は必要だと申し上げました。井村会長のご意見は、理解はできますが、私はその意見には反対です。

(井村会長) ほかにいかがでしょうか。ご意見があれば伺いたいと思います。

(石井委員) 将来の方向として考えられると井村会長がおっしゃるにしましては、このbの直前に書いてある「法令を整備することを考える余地はある」というのは、考えてもいいよという程度であって、将来の方向性が示されているとはとても読めないように思うのですが。

(井村会長) これはほかに書いていなかったですか。

(外山参事官) 次の40ページの「検討の状況」で書いてあります。「当面はガイドラインによる規制をもって対応することを支持しつつ、将来的にはヒト受精胚等に関する法令の必要性に関する検討も視野に入れつつ」で、検討状況は今こうだと報告書案に書いてあります。

(井村会長) いかがでしょうか。他にご意見はありませんか。

(西川委員) 僕もガイドラインでと言いましたが、その後別の議論の要件で考えたときに、位田委員、島菌委員とは逆の立場からですが、例えば、人からいただいた材料を企業が使うというシチュエーションがこれからあると思いますが、その場合にすべてガイドラインでカバーし切れるかどうかまじめに考える必要があるかなと思いました。もちろん、今は積極的に企業の参加というものを議論したわけではないので、この枠の中ではガイドラインでいいと僕は思っています。なぜガイドラインでいいかは、何回も申しましたように、どうディスクローズするかということの研究をやる側がみずから考える仕組みがないとだめだと思うからです。ただし企業参加まで考えると、法的な規制などをさらに踏み込んで議論していく必要がある。そのリザーベーションを置いた上で、ガイドラインでいいというイメージだと思っています。

(井村会長) 前回、研究の自由を拘束することもあり得るし、国のガイドラインでなく、むしろ医師会や学会などが規制できないかというご意見もありました。その例として、弁護士会では除名されたら事実上活動できない。医師会がそういった組織になれば、その方が望ましいのではないかという意見もありました。かなりご意見は幅広かったのですが、現実的なアプローチとして、まずガイドラインをつくることを考えたわけです。

いかがでしょうか。

(高久委員) 私は、前回も申し上げましたが、現在、既にES細胞については国のガイドラインで行われておりますから、将来的にどうなるかは別にしましても、当分の間はこのES細胞と同じような取り扱いで良いのではないかと思います。

います。特に、クローン胚の場合ですと、基本的にES細胞と異なるところは余りないと考えております。ES細胞はガイドラインなのに、他は法律でというのは、理論的には合わないと考えております。

(井村会長) どうぞ。

(島菌委員) ES細胞の指針、特定胚の指針などを審議してまいりましたが、その都度それらは暫定的なものであるということで議論をしてきたので、今回はヒト胚の取り扱いについて根本的な、基本的な合意を国民の間で得るために審議をしてきたと思います。そういう趣旨からも、これまでのガイドラインと同じレベルで扱うのは、今回の審議の結果から見ても違うことではないかなと、高久委員の意見に対して思います。

(位田委員) ES細胞の指針では、既に存在している余剰胚を使ってES細胞を取り出すことに関する指針であるので、もしこの報告書で受精胚の作成も認める、研究目的の作成も認める、もしくはクローン胚の作成・研究も認めるということであれば、ES細胞の指針とは場合が違うと思います。つまり、胚の作成という段階に入る点から考えますと、特定胚の指針は、特定胚をつくり出す段階から書いてありますので、それがクローン技術規制法の枠内での法律に基づくガイドラインであるとすれば、やはり胚の作成段階からかわるルールであれば、やはり法律に基づくべきだろうと思います。

(井村会長) いかがでしょうか。町野委員どうぞ。

(町野委員) ES指針は法律にしないでいいというお考えですか。位田委員のお考えはいかがでしょうか。

(位田委員) できれば法律にした方が良く、私は思います。

(町野委員) できればではなくて、法律にしなければ位田委員のお立場としては合わないのではないかと思います。ヒト胚の保護のためには法律が必要であるというのであれば、全部についてそうしなければならない。余剰胚はヒ

ト胚ではないというわけではないので、当然それはすべきであろうと思います。やはり、E S 指針も全部法律にするということになるわけです。

(位田委員)もし可能であればです。ただE S 指針の方が、今まで議論をしてきたことがありますから、指針でいこうという話であれば、E S 細胞の場合は、作成がかかわっていないという点で違うだろうと思います。

(町野委員)その点は変わらないように思います。「可能なら」という理屈はないだろうと思います。また、ヒト胚保護のためにはガイドラインで十分であると考えとしても、E S 指針についてはやはり考えざるを得ないだろうと私は思います。E S 指針もその中に組み込まないで、ばらばらにやるというわけには到底いかないだろうと私は思います。

(高久委員)余剰胚といますが、受精胚と余剰胚とを胚の尊厳について区別するのはおかしいと思います。私は町野委員のご意見に賛成で、やるなら両方法律でやるべきであり、片一方はガイドラインで、片一方法律というのはおかしいと思います。

(位田委員)私は、E S 指針を法律にすることに反対しているわけでは全くありません。ただ、現状でつくられている指針を仮に動かさないのであれば、新しくつくるガイドライン、そのルールは、それが受精胚の作成の段階からかわる以上は、少なくとも現在のE S 指針よりは、厳格な保護が与えられるべきであろうと考えます。その場合に、E S 指針がこのままでいいということではありません。

(藤本委員)単純な臨床家の発想なのですが、この特定胚も含めてE S 細胞も、いわゆる人の医療・医学の基礎的な部分を研究するというスタートの段階です。これはガイドラインで規制して、自由に研究活動をしていただくことが必要だと思います。ただ、一端その中から臨床効果があり、臨床応用が可能だという事実が積み重ねられたときに、それを臨床応用することは、医療そのものになります。したがって、やはり公的な規制・法律がそこに導入されて行わなければならないと、段階的に、法規定の導入を考えております。

(井村会長)では、西川委員、島蘭委員どうぞ。

(西川委員)私も位田委員がおっしゃる根幹をルールにするというのは、先ほど申し上げた理由であっても良いのではないかと思います。例えば、ES指針も、例えばいろんな国でES細胞が使われるようになっていく。国際的なコンソーシアムとしての、例えばレジストレーションが起こってくる。例えば英国で今進んでいるレジストレーションに関しては、企業に全くオープンである。しかも、例えばいろんな講習会が行われるようになって、例えばNIHでは、200人のES細胞を扱ったことのある研究者をふやそうというプログラムすらあるわけです。だから、そういういろんな状況が積み重なってくるときに、根幹がルールでガイドラインがルールの下にあるというのはよくて、もう一つその根幹には必ず、ルールとしてやるからには、やはり企業活動も含めて考えていただく。そうであれば、ルールにすることの重要性があって、今だとES指針でも企業の方がそのまま出してきたときに あのまま読めば今のところオープンで多分オーケーだろうと私は思いますが それでいいのかというのがわからない。例えば、ライセンス制を導入する必要がある場合に、例えばイギリスはやっていますが、そういう場合も根幹をルールにすることの意味は物すごくあって、今後そういう意味で包括的に行われていくことに関しては賛成できます。ただ、物すごくリストラクティブなルールには反対で、全体の中でどうやってバランスをとっていくかということを広く考えることだと思います。

(島蘭委員)高久委員がおっしゃったことについて、余剰胚と受精卵の作成を同じ問題として論じて良いということでしょうか。

(高久委員)いえ、私は受精胚と余剰胚とを区別するのはおかしいということで、受精卵の作成と余剰胚との問題ではありません。余剰胚だから良いという議論はおかしい。余剰胚と受精胚は価値としては同じものだと考えていますので、作成のことを言っているわけではありません。

(井村会長)法律である程度全体のルールを決めるのが望ましいというご意見

もかなりあったと思います。ただ、すぐにそこまでいくには、我々の議論はまだ成熟していないと思いますし、今後そういった方向も検討をするとして、まずガイドラインで方針を決めるということでもとめたいと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

（島園委員）先ほどの議論ですが、議論の大勢はこうだとおっしゃっていることと違うのではないのでしょうか。法律による規制が必要だという意見の方が大勢であると、今の議論は伺ったのですが。

（井村会長）いえ、それはすぐに法律をつくれと必ずしも私は受け取らなかったのですが。そうですか。法律がなければ結論は出せないということですか。

（位田委員）いや、結論が出せないというよりも、認めるのであれば法律をつくって公的審査機関も法律に基づいてつくるべきだと思っています。

（井村会長）その場合には、胚だけの法律でしょうか。もっと広く胎児も含めた広い意味の生命倫理をお考えですか。

（位田委員）当面は胚だけだと思います。もちろん一番いいのは、生命全般に関して一般法がつくられることだとは思っていますが、それには時間がかかるでしょう。我々が議論してきたのは、少なくとも胚だけの話ですので、その部分について法律をつくるべきだというのが私の意見です。

（井村会長）ただ、今までの議論の中で、必ずしもそれに対しては賛成ではない人もあったわけですね。

（位田委員）もちろん、そうです。しかし、先程申し上げたのが私の意見です。

（井村会長）胎児の問題がありますから、胎児を無視して胎児の倫理を全く置いておいて、胚の倫理だけでつくってしまうことが果たして妥当かどうかというご意見があったのではないかと思います。いかがでしょうか。

(外山参事官) 資料を事前にお送りするのが遅くなりまして、誠に申しわけありません。十分お読みいただけなかったところもあるかもしれませんが、例えば40ページのdの「検討の状況」の2つ目の丸では、「他方、国として、ヒト受精胚の『人の生命の萌芽』としての地位を明らかにするために、法令による規制の整備に直ちに着手すべきとする見解もあった。かかる見解は、強制力を伴う規制を求める立場のみならず、ヒト受精胚等の尊重を理念として定める法令で足りるとする立場からも採り得るものである」と、今のご議論につきましても紹介しております。

(井村会長) そうなっていますが、結論では今法律をつくれということをおっしゃるか、それとも法律は今後の検討課題として、まずガイドラインを決めなさいということがあります。

(西川委員) もう少しわかりやすく言いますと、極めて限定されたアカデミアでの研究に関してはES指針がうまく走っていますから、ある程度信頼していただいて良いのではないかと、ガイドラインが良いと思いますが、その限定項目をまず一つ挙げていただくということと、今、井村会長がおっしゃったように、もっと広い範囲でこれ自身が活動化していくためには、法律が必要であるという形を今後の課題として明確に書く。例えば企業も含めて、法律は最終的に議会で決定されるわけですから、将来検討課題として極めて重要な項目として挙げられるのではないかと私は思います。まずは、限定を明確にしておけばいいのではないかと。それ以外に、クローンはクローン技術規制法の中でのガイドラインの問題であるということも、わかりにくいかもしれないけれども明確にしていくのが一番現実的かなと感じます。

(井村会長) 西川委員のご提案ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(島園委員) ガイドラインでどういうことを決定しようとしておられるのか、受精卵の作成・利用がそこへ入るかもしれないということですが、この件はヒトES細胞の研究においてはできない。既に廃棄されることが決まった余剰胚であれば、利用する可能性があるかと、利用することを認めるということ、かろうじてガイドラインを決めているわけですので、かなり決定的な、大きな一

歩を踏み出すことになる。つまり、人の命の萌芽を研究利用するということは非常に大きな一線を越えることになるわけで、これは法律で・・・。

(井村会長) それは前回かなり議論したところですよ。だから、多くの方が一定の極めて限定された条件でヒト胚の研究目的の作成を認めていいという考え方であったと思います。もちろん、絶対反対という方もあります。その点は前回議論がかなり出たと私は思っております。問題は、ここで今すぐ法律をつくれというのか、それとも法律を将来つくるということを視野に入れながら、まずガイドラインを作成するのか、そのどちらかの判断になるだろうと思います。いかがでしょうか。

(石井委員) 今、限定された範囲でするのであればガイドラインでおっしゃいましたが、それは限定した範囲にとどまる保障は何もない。余剰胚は現にある胚ですから、それを供給できるところが限られていけば、規制できますが、新たに胚をつくることは、その技術を持っている人なら、そんなに難しいことではなくできる。

(井村会長) そのために、報告書案には公的な審査機関をつくって極めて厳重に審査をするということが書かれているわけです。

(石井委員) その審査によらなければできないという規制はない。

(西川委員) クレージーなサイエンティストが、どこかで何かをやるという話について、僕はないと思います。石井委員がおっしゃるほど易しくない、逆に難しいからどのような形で実現するかが今考えられているわけです。ですから、だれかが簡単につくってしまえるというものではないので、一応ディスクローズする仕組みをガイドラインで設けておけば、もちろんカバーできる。そのガイドラインが制定された限りは、ガイドライン自体はクローン技術規制法のもとでのガイドラインですから、罰則規定にこの前かなり議論した、罰則規定に十分当てはまるからどこかで隠れてやっていた人が摘発されると一応クローン技術規制法下のガイドラインで罰則をもっていけませんか。

(位田委員) 西川委員のお考えは、受精胚の場合もクローン技術規制法でカバーするということですか。クローン胚ならわかりますが。

(西川委員) 未受精卵から受精、核移植をするということですか。

(石井委員) ヒト受精胚がここでは問題になっているので、クローン胚だけではない。

(井村会長) もちろん、石井委員おっしゃったことはそうかもしれないと思いますが、ES細胞も同じです。今のところES細胞も法律で規定されておられません。

(石井委員) それは余剰胚からつくるとのことですね。

(井村会長) それはガイドラインであって、法律ではないわけです。ES細胞はガイドラインで今まで2年ほど運用してきて、現時点では適正に運営されていると思っております。ガイドラインでしたら罰則がないというのはおっしゃるとおりです。しかし、私は日本の今のコミュニティーなら、ガイドラインをきちんと決めておけば、十分いけるのではないかと考えます。

(大熊統括官) ご議論いただいている今の点は、今回結論を出すというよりも、検討の状況をお示し下さり、今後広く国民から聞いた上で最終的な結論を出して頂きたいと思えます。今回の報告書案の40ページでも検討の状況という項目が出ておりますので、その点をもう一度踏まえてご議論いただければありがたいと存じます。

(井村会長) 今のとおりでありまして、これは最終決定までまだ時間があります。とりあえず検討状況をまとめて、パブリックコメントをかけたい。前回も申しあげましたように、今年中にパブリックコメントを行わないといけませんので、本日報告書案をまとめるところまでいきたいと思えます。今のご意見を参考にして、会長としてはその法律化ということも視野に入れながら今後検討する。しかし、まずガイドラインを作成するということがいかがでしょうか、

それでよろしいですか。

(町野委員) 私はそれで結構だと思いますが、ガイドラインをこの問題だけについてではなくて、ES指針も含んだ上でやらなければいけないと思います。しばしば出ている余剰胚だから別だという議論は、問題だろうと私は思います。また、新たに胚をつくるのだから法律が必要だという議論も成り立たないと思います。もしそのような議論をするのならば、生殖補助医療についても法律を最初から持ってくるべきだという議論にならざるを得ないでしょう。それをとめるだけの理由はないだろうと思います。私は法律も少しあり得ると思いますのは、今の石井委員のように、強制力とか処罰とかいう問題ではなくて、やはり透明性を確保する。基本的な考え方を国会で議論していただくということだと思います。そういった点は、もしガイドラインにしたとしても、国会での議論あるいはいろんなほかの手段で、皆様のご意見を聞くことはできるわけですから、私はそれで可能ではないかと思えます。ただ、ES指針だけを切り分けるということは、私はすべきではないと思えます。

(井村会長) わかりました。では、報告書案は何度も見ていただいておりますので、全体を通じて問題点があればご指摘をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(位田委員) 細かな表現は。

(井村会長) 細かな表現は、また。

(位田委員) 事務局の方に。

(井村会長) まだ、私も先ほどから読み直してみると、いろいろ難しい表現、霞ヶ関用語がありまして、できるだけわかりやすく、だれが読んでもかなりの程度に理解できるようにしないといけないと思えます。いろいろご指摘いただいて、その点は直します。

(藤本委員) 大変細かいことを言いますが、この場合、例えば7ページには、

胎児との関連、医学的背景 丸の3つ目ですが、胚の定義について書いてあるのですが、ここで胎児のことまで言及することは本当に良いかどうか、この時点で疑問を呈します。

(井村会長) それは必ずしも必要ないですね。

(藤本委員) 胚に限定した方が良いです。

(井村会長) 胚を議論する上で胎児を常に考えないといけないというのは、石井委員からいつも指摘されているところです。しかし、この報告書は胎児に全く触れておりませんので。

(島園委員) この案をお送りいただいたときに、委員から意見を寄せるようにというご指示がございました。それに対して、どういう反応があったか、ちょっと伺わせていただきたい。

(井村会長) その点は、後でご意見を寄せていただいた委員の方から2分ずつぐらいお話をいただきます。

(島園委員) そうではなくて、今、会長が聞かれたように、この報告書について、修正の必要があれば意見を寄せるようにということでしたが、それについて事務局側が把握されていることを教えていただきたい。

(井村会長) 全員からはいただいいておりません。

(外山参事官) 一部の委員の方からいただいたものについては、その委員の方のご了解を得て修正しております。個々には特に申し上げます。

(井村会長) どのくらい出ましたか。

(外山参事官) 大幅に、勝木委員の方から修正をいただいておりますが、それを会長の方にお渡しするとともに、一部につきましては勝木委員のご指摘に

従いまして修正し、その旨勝木委員へお返事しております。なお、パブリックコメント後も、再度またご意見いただきながら修正したらどうかという形で、間に合わなかった部分につきましては、そのようにお返事しております。なお、きょうご本人からは配付せよとのご指示はありませんでしたので、ここでは配付しておりません。

(井村会長) 勝木委員からは、文言の修正が多かったですね。

(外山参事官) そうでした。

(井村会長) わかりにくいから、もう少し直すようにといったものが多かったと思います。

(島蘭委員) 私が理解しているところでは、かなり根本的な問題が多数挙げられていると思っておりますが、そのことは今、勝木委員がおられないので、私が申しあげることではないかもしれません。

一つ伺いたいのですが、本日の資料4のアンケート結果を見せていただいたのですが、この中に先ほどの制度的な枠組みについて、アンケートに基づいたものではないというように、意見の「大勢」ということの意味をおっしゃいました。恐らくこれは、きょうの議論を踏まえて削除される部分であると予想しております。同じような表現が報告書案19ページでしょうか、大多数という表現が出ているのですが、これらの表現はアンケートが出されてから所々に折り込まれたと理解しております。これも、アンケートを反映したような表現ではないのかどうか、そこをまず伺いたいと思います。

(井村会長) 19ページのどこですか。

(島蘭委員) 19ページの下から4行目です。それから7行目でしょうか。

(井村会長) そこはアンケートを参考にしたので、全くアンケートを無視したというわけではありません。アンケートの結果と、これまでの議論を参考にし判断をしたということです。

(島菌委員) 私には、やや議論の経過に疑問があるので、もし委員の先生方皆さんがこれでいいとおっしゃるのでしたらあれですが、大多数という表現は本当ではないのではないかと考えております。

(井村会長) もう少しご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(位田委員) アンケートは、一つの意見を集約する方法だと思いますが、やはり無記名でアンケートをとられてしまうと、大多数とか少数ということでは表現ができないと思います。生命倫理専門調査会は、生命科学もしくは医学系の分野の委員の方々とそうでない委員の方々がおられますので、その辺の傾向があるのではないかと。それぞれの分野の方が、どう思っておられるかということをはっきりした方が、よかった。本来なら記名で、その意見の責任をとるべきだったと思います。そういう意味で「大多数の」という表現は避けていただきたいと私も思います。

(井村会長) いかがでしょうか。ご意見は。

(西川委員) 時間的にここは余裕があれば、もう一度記名で取り直して良いのではないですか。文言はともかくとして、そういう議論があるわけで、それ自身に対して委員の皆さんが問題なければ、そのアンケートを添付資料として出すのであれば、記名で出して良いのではないかとと思います。

(位田委員) 私は記名にして構わないと思います。

(高久委員) 記名だったから大多数と書いて良い、無記名だから書いていけないという議論は、成り立たないような気がします。私は、記名でも全く構わないと思っていました。

(西川委員) 大多数であって、しかもだれがということが大事であるというのが位田委員のおっしゃる点なので、大多数という文言はおいても、では大多数とはだれで、反対はだれなのかということを確認に見せるということは、やっ

ぱり重要だと僕も思います。

（井村会長）これは記名にするか無記名にするか、一度ここで図ったのですが、全くご意見がなかったので私の判断で無記名にしたわけです。その後で記名にすべきだったと批判を受けました。

（島蘭委員）今おっしゃったことを訂正させていただきます。私は、記名でやってくださいと申し上げました。それに対して井村会長が記名にこだわる必要はないだろうとおっしゃったように記憶しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

（井村会長）あとでこれは議事録見たらわかりますが、私は何も意見はなかったと思います。

（石井委員）アンケートに基づかないとすれば、やはり大多数という言い方はできないと思います。その都度、調査会に集まっている委員は入れかわり、議論がさまざまになされていて、そのときに決をとっているわけでもなく、黙って聞いている人は、それに賛成しているわけでもないとするれば、大多数というのは、やはり言い過ぎになるという気はします。

（井村会長）もう一度決をとる方法もありますが、本日も集まっておられる委員の方は全員ではありません。では、表現法をもう少し考えるということでお任せいただけますでしょうか。

それでは、次に進みます。

（位田委員）報告書案の中のことでよろしいでしょうか。幾つかあるのですが、既に追加資料と、それから本日出させていただいた個人意見書の中に書いてあるところを、若干重複して申しわけありませんが、前書きでは、生命科学という形になっていますが、前にも申し上げましたけれども指摘したいと思います。まず、「はじめに」では、医学研究や医療技術ということで、やはり医学に少し傾き過ぎているのではないかという点が一つあります。それから、生命倫理が何かということについては、いろんな議論がありますので、ここで繰り返す

つもりはありませんが、我々が議論しているのは、倫理のルールをつくるということだと思いますので、1ページから3ページにかけての表現は、ルールとしての生命倫理と、それから3ページの段落の言い方をとれば、「倫理は人類が長い歴史のなかで形成してきたものである」というのとは、少し違うと考えます。そのあたり、もし何かいい手があればと思っております。

(井村会長) 具体的な修正案をご提案いただければ検討したいのですが。ただ、全体とまた合わないといけませんので。

(位田委員) そうですね。それから、大きな問題は、個人意見書に書いておきましたが、「人の生命の萌芽」と初めて言ったのは前のヒト胚報告書ですが、そのことがこの本文の中では一切触れられていない。この点は、付録の我が国の議論の状況という形でしか出てきません。ヒト胚の報告書は科学技術会議の生命倫理委員会で採択された報告書ですので、これは我が国の立場を鮮明にした報告書だと思います。したがって、それがこの本文の中で出てこないで付録に入れられるという位置づけは、問題がありますので、何らかの形で本文に戻していただきたいと思っています。

(井村会長) これは戻します。実は初め本文に入っていたのです。余りにも長く、前半が冗長になるということで付録に致しました。

(位田委員) それは理解しておりますが、全部ひっくり返して後ろにやられてしまうと、全く位置付けが変わってきますので。それから、体性幹細胞についての記載がどこかにあったと思います。

(井村会長) 何ページにありましたか。

(外山参事官) 11ページから12ページです。

(位田委員) 11ページの最初の段落の最後ですが、「未知の要素が多く、現時点では、さらなる基礎的な研究が必要な段階である」と書かれていますが、現実には体性幹細胞は全部ではありませんが、部分的には臨床研究まで行って

おりますので、ここの記述はやはり少し違っているのではないか。私は科学者ではありませんから、間違っていると断定することはできませんが、問題があるのではないか。現実に、厚労省で体性幹細胞の臨床研究に関する指針をつくっています。

(井村会長)ここは、体性幹細胞の中にもES細胞と変わらない極めて多能性のものがあるということの報告で、それについては未知の要素が非常に多いということです。その「近年」以降のことであって、多能性ではない体性幹細胞は、ご承知のように、かなり応用されているのは間違いございません。少し書き方を考えますが、ここはそういう意味です。

(位田委員)ですけれども、これはずっと読めないのです。

(西川委員)私も相談を受けましたが、ちゃんと2つに分けてくださいという話をしました。井村会長がおっしゃったように、幹細胞の定義はもともと難しいところがあります。試験管の中でふえるという定義を考えると、後の方に書いてありますように、骨髄移植も含めて常に臨床応用をされているものがある。ただし、例えばいろんなところで、皆さんがおっしゃるES細胞にかわるものとしての多能性の体性幹細胞 実際にはキャサリン・ベルファイという人が提案したものなのですが については説明がまだまだではないでしょうかという言い方です。ここは文言をもう少しわかりやすく直すということは重要で、そのようにしたら良いと提案します。

(井村会長)西川委員がおっしゃったように、多能性ではない体性幹細胞の一部は、例えば骨髄細胞から血管をつくるとか、あるいは軟骨をつくるとか、そういうことはもう進んでいますから、書き方は直した方が良いでしょう。ただ、後半の記述は特殊な多能性の体性幹細胞のことで、そこはまだ科学的よくわかっていないというのが現状ですね、西川委員。

(西川委員)はい。

(位田委員)私もそう理解はしております。というのは、やはりES細胞では

なくて、体性幹細胞とES細胞の研究を平行にやるべきだという国もありますので、この表現は少しわかりにくい点もあります。

(西川委員) 私も意見書に書きましたが、平行にやるべきではないかという意味で、そういう形に直すべきだと思います。

(井村会長) それは、全部が大体そういうアグリーしているところですね。では、ここの書き方を変えます。

(位田委員) それから前に申し上げたんですけれども、18ページ「生殖補助医療におけるヒト受精胚の作成」では、余剰胚のことしか書いてありませんので、これは作成ではない問題だと思いますので、人工的に受精胚をつくることについての検討はやっていないと思います。やっていないといいますが、議論はしたはずですが、ここでそういうことは全く書いてありませんので、何か書き入れた方が良いでしょう。

(井村会長) 18ページのどこですか。

(位田委員) 18ページの2のaです。送っていただいた下線の部分がある報告書案を見ているので、ページ数が違うかもしれません。

(石井委員) 同じです。

(位田委員) 同じですか。それからもう一点、モラトリアムに関する理解が、33、34ページのモラトリアムに関連する箇所ですが、モラトリアムをとっている人はここに書かれているように、クローン胚の応用について、いまだ未知の部分が多いということだけではなくて、むしろES細胞の研究をまず十分にやってからクローン胚に進むべきだという、少なくとも私はそういう立場です。そういう立場の見解があるということは書かれていない。

(外山参事官) 書いてございます。

(位田委員) 書いてありますか。どこに。

(外山参事官) 34ページの下から2つ目の丸のところの上から6行目「一部には、まずはヒト胚性肝細胞を用いた研究に力を尽くすべきで」と書いてあります。

(位田委員) そういう書き方ですか。はい、わかりました。

(井村会長) ほかに何かございますか。

(位田委員) とりあえずはそのくらいかと思います。

(井村会長) 何かございますか。

(石井委員) 先ほどの位田委員の意見に対して、後ろのヒト胚報告書の記述を前に戻すとおっしゃったので、それがどういう形になるのかわからないのですが、16ページの一番下のところで、「『人の生命の萌芽』と呼ぶことにするが、その概念自体は『モノ』に対するのと同じであってはならない、しかし『人』と同一であるべきでもないということの意味するに過ぎず」という言い方があります。「人の生命の萌芽」と呼ぶことにヒト胚に対する尊重の意味が込められていると私は思っていたのですが、それが伝わってこないように思われます。

(井村会長) そこも検討いたします。古い文章をどんどん直していったのですが、どうしても残っていますね。独特の言い回しが残っていますので。

(石井委員) もう一つ、違う箇所ですが、21ページです。着床前診断の取り扱いそのものも問題はあると思います。それは別として「両親、特に母親」という言葉、着床前診断の上から4行目には「母親の負担をなくすことが」という形で、子育て、子どもに対する責任が母親にあるような書き方が目立つように思います。もちろん妊娠するのは女性ですから、女性の意思が尊重されなければならないとは思いますが、ここの中ではそうは読めないです。また両親

という言い方も、まだ子どもになっていない段階なので、言葉の問題としては気になりました。

(井村会長) 生まれたら両親になるのですね。

(石井委員) そうです。

(井村会長) ここも検討します。

(西川委員) 先ほど位田委員がおっしゃった34ページの「モラトリアム」について、「一部には、まずはヒト胚性肝細胞(ヒトES細胞)を用いた研究に力を尽くすべきで、現状ではクローン胚を用いるべき必要性があると認められないとする見解もあった」、それからその後も「再生医療の可能性について科学的知見が相当程度蓄積された時点において必要性を判断した上で行うべきとする委員が多かった」、しかしその根拠になる現状認識について、私の意見として書いていただければ良いと思いますが、予想以上に研究が進んでいて、例えば動物モデルよりははるかに進んでいる分野もヒトES細胞の研究では出始めている。例えば、ES細胞の維持に関して言いますと、マウスなどのES細胞は、完全に無血清で定義された、わかっている分子だけで増殖させることはできないのですが、ヒトES細胞ではジェロンという会社が、それを達成してしまっているという2週間ほど前の話であります。そういった新しい認識、新しい進歩があるという認識もつけ加えていただけるとありがたい。

(井村会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどから指摘されているように、この「人の生命の萌芽」の件については、本文の中に少し書き込むことにいたします。既に前の報告でこういった定義がなされているということを書き込むことにしたいと思います。

それでは、いろいろいただいたご意見をお任せいただいて、私の方で修文をさせていただくことにしたいと思います。

それから、本日は何人かの委員の方から、これと一緒にパブコメにかけるようにということでご意見をいただいておりますので、お一人2分程度で申しわけありませんが、ご意見をいただきたいと思います。では、島園委員から願

いします。

（島菌委員）その前に、この意見書ではかなり厳しい字数の制限があって、それに応じて出しましたが、中には長く書いておられる方もあり、不公平だなど思いました。また、ここに暫定版と書いてあるのはどういうことでしょうか。

（井村会長）余り長いと、パブリックコメントで読んでもらえないのではないかという心配があります。それから、まだ本文を書けないが、要旨だけ書くという形で送ってこられた方もありましたので暫定版としたわけです。

（外山参事官）事務連絡でお渡ししましたが、A4用紙1枚におさまらない場合は2枚までということになっておりまして、それを使って書かれている委員の方もいらっしゃいます。

（島菌委員）その場合は、何か事務局に尋ねて許可を受けるようにと書いてありましたね。

（外山参事官）許可という文言を書き添えてはおりませんが、スペースの関係がありますので、その都度、理由をお聞きしております。

（島菌委員）よろしいでしょうか。

（井村会長）はい、どうぞ。

（島菌委員）私は、この報告書の中で幾つかの示唆されている新しい研究の開拓の方向は、決定的に倫理上の新しい一線を越えることになる。それは、人の命の利用あるいは道具化、資源化という問題を含んでいると思います。その決定的な問題に対して、十分な考察、審議がなされなかったということを強く感じております。したがって、この報告書は大変暫定的といえますか、不備なものであり、今後さらに詳しい審議が行われ、そしてさらに違った形での報告書が出されてしかるべきであろうと考えております。そのためには、井村会長が何度も言うておられますし、今回書き加えられたことですが、この生命倫理専

門調査会という制度にそもそもかなり不備があった、十分な審議が行われる条件が整わなかったということ踏まえて、新たにより権威の高い生命倫理委員会をつくって、そこでこうした非常に重要な問題を国民の前に問う、そういう審議を行うべきであろうと考えております。

(井村会長)では順番で、高久委員お願いします。

(高久委員)私は、時々欠席もありましたが、比較的まじめに出席しました。起草グループにも出席しましたので、随分時間をこの議論で費やしたという感想が強いです。それから、この意見書に書きましたように、この案に関しましては、この形でパブリックコメントに出して良いと考えています。先ほど議論になりました、法律とガイドラインについては、前回にも申し上げましたが、将来的には全体をまとめる法律が必要かもしれませんが、研究を進めていくためには、差し当たってガイドラインでやらなければ、いつまでたっても始まらない。ですから、非常に長期間のモラトリアムを置くなら別ですが、現在はインビトロだけの研究でもありますし、当分の間はガイドラインで良いと考えます。研究者の自由ということを考えましても、法律でがんじがらめに縛られるのは困る。この分野は非常に進歩が早いものですから、それに対応するにはガイドラインの方が良いと考えています。

(井村会長)では、西川委員。

(西川委員)今回のガイドラインでももちろん良いのですが、勝木委員は追加資料にて、胚の道具化、人の命の道具化について私の意見書に対して反論されておられますが、私の意見書では、意義について簡単に考え方を述べたものです。おそらく島園委員も勝木委員もご理解されていると思いますが、実際にお薬が成就するまでに、いかに人間の命を担保にしてチェックをし、それが大衆化していくか、メディカルテストを人でやらなければならないか、実際に医学に身を置く者の実感として感じて、しかしそれが少なくともいろんな問題を起こさないような形の努力がなされてきているわけです。そのこと考えれば、それ自身の行為自体も人の命の道具化であるし、だから、もっと広い問題としてほとんど考えられずに、人の命というものを定義されることについては、私自身と

しては間違っているのではないかと考えています。そういう意味で今まで医学が進めてきた、間違いもあった中で進めてきた問題に、これまでなかったものとしてヒト胚の利用ということもあるし、そういう形で現在議論されてきていたことは意義があったと考えています。以上です。

(井村会長) 藤本委員も出していただいておりますね。

(藤本委員) ごく簡単に申しますと、この専門調査会では、ここに基本的考え方としてまとめを出したわけですが、これは非常によかったと思います。この専門調査会が設立された目的は、やはり、再生医学の発展のためにあるとも位置付けられます。特に、セラピューティック・クローニングを我が国が導入するのかもしれないかということが最大の論点であったのではなかろうかと思います。それについては、それなりに基本姿勢をこの専門調査会に示していかなければならないと思います。もちろん、その前段階としての、いろいろなヒト胚に関する倫理的な問題はありますが、私としてはセラピューティック・クローニングに対するしっかりした見解が、何らかの形でまとめの中に含まれてよいのではないかと考えています。ただし、これはあくまでも、先ほど発言させていただきまして、臨床応用ということが最終の目的にあります。だけれどもその前に、ヒト細胞による基礎的研究あるいは臨床的研究があります。臨床的研究というのは必ずしも臨床応用とは直結しませんので、この場合、クリアに分離される部分があります。そういった研究を一定期間やって、しかも実施するに当たっては、先ほどから話題になっています研究内容を担当する機関は、国のガイドラインの中で厳格な審査の中に選定されていくべきだと思いますし、そこで成果が国によって評価された暁に、今度は臨床応用が、いわゆる医療が始まるわけですから、そのときにはしっかりした法律の制定が必要ではなかろうかという考えを持っております。

結論を申しますと、セラピューティック・クローニングに関する研究の必要性についても一定の方向性を、委員の皆さんの考え方を、最後のあとがきの中にでも良いのですが、きちっと盛っていただければという希望を持ちます。

(井村会長) では、町野委員お願いします。

(町野委員) 私の意見は、ごらんのとおり着床前診断についてだけです。この報告書が着床前診断を取り上げることについては、私はかなり疑問を持っていたのですが、議論すると決めた以上は、最後まで考えなければならないと思いました。

一つは、従来はヒト受精胚と胎児とは全然別だという考え方が漠然ととらえていたのに対して、それはおかしいということです。同時に、ヒト受精胚とクローン胚とは違うという考え方が出たときもありましたが、それも絶対におかしい。ヒト胚は生命の萌芽として尊重されるべきだとするならば、その出自・由来は問題にならないはずなのに、それを重視する議論は到底是認することはできない。

スクリーニングの問題は、中絶の問題とリンクしていると考えるのがやっぱり筋道であろうと思います。現在の母体保護法の問題は、大変な問題ではありますが、やはりそこに踏み入って考えなければいけないのではないだろう、いつまでも逃げるわけにはいかないのではないかと思います。

3つ目に、中絶にしる、あるいは出生前診断にしる、スクリーニングを認めるとしたら、その倫理とは何でかというのが根本的な問題です。何人かの方は、障害者はかわいそうだから中絶するのだという議論が安易にされがちですが、それは断固として排斥されなければいけないということが第3の論点です。

2枚書いて不公平だというおしかりを受けるかもしれませんが、実はもっと書いたのですが、削られたというのが事実です。

(井村会長) 鷲田委員も書いていただきました。

(鷲田委員) 書きましたことは余り繰り返さないようにいたしますが、一番気になりますところは、宗教上の位置付けのところですか。全体からすると、非常に限られた部分のように見えますが、私は生命倫理を考えるときに、この宗教上の位置付けのところは、どういう内容であるかというのが大変に大きな意味を持ってくると思います。といいますのは、この報告書案全体の議論というのは、先ほども問題になりました人間の生命の萌芽という部分に関して、これは人として同じように尊重されねばならないが、同時に人との存在と同じ扱いを受けなければならないということではないという、非常に微妙な両義的な概念として設定されていたと思います。そういう意味では、ヒト胚が人というもの

に成り得る一つの限定的な存在として、だからこちらは別の扱いもできるという議論を進めようとしていると思いますが、宗教的な考え方というのは、ある種その考え方全体を覆すものなのです。むしろ人間の尊厳というときの、その人間こそある限定されたもので、人間をも含む生命全体の立場から見ていこうというので、人間を中心に考えるわけではないわけですから、要は我々が倫理を考えるとときの、常に警告のようなものとしてあるものですから、よほどしっかり書かないといけないと思います。とりわけ、キリスト教や仏教や神道を選ぶ理由というのはよくわかりませんし、そこで発言されていることは、実は余り宗教的な問題ではないのです。受精の瞬間を人の始まりだと見なすという、別にこれは宗教でなくて一つの考え方ですから、それしか書かないのであれば、宗教のところは全部削除してもいいと思います。私はむしろ、こういう宗教のところを書くのであれば、現代の生命倫理と本当の意味で深く結びつくのは、むしろ民間宗教といいですか、習俗としての宗教の中に、水子供養のことでもいいのですが、要するに失われた生命あるいは私たちが壊した生命へのあがないの気持ちとか、償いの気持ちというのが非常にあらわれておりまして、むしろその面をこそ書くのが必要だろうと思います。

私が意見書 前々回も出しましたが の結論の最後でどうしても書いていただきたいのは、こういう問題に関してガイドラインができたときに、それで事は済んだのではないのだということです。むしろガイドラインを守ったからやっていいという意識になっていけば、むしろ生命倫理のあり方としては、ますます生命倫理から離れていくおそれ、不安があるということです。そのことはぜひまとめのところで意見書として出したいと思います。

あと2点、人の尊厳の定義が今回書き直されまして、人がそれぞれの個人として固有の価値を有し尊重されるという、法律専門の方とも相談されてなされたことだと思いますが、この人間の尊厳というのは本当にコアになる概念ですので、ここに私は、やはり「それぞれ固有の価値を持つものとして尊重されるのみならず、断じて手段と見なされてはいけないものだ」ということを書かねばならないと思います。つまり、人の尊厳に関しては、人に関しては、やはり絶対手段とされてはならぬものだということです。そして、なぜ例外的にある手段とせざるを得ない場面があるかというところで、人の生命の萌芽の問題が出てくると思いますので、そこをきちんと議論しなければならないと思います。

最後に、私は人の尊厳と対置されるこの恩恵をめぐって、生殖補助医療と、

それから難病治療という2つの目的が、常に並べて出てくることに非常に抵抗があります。要するに、一つの命の誕生への補助という形での介入ということと、それからある種、人の尊厳、それ自身にひどいダメージを与えるような難病の治療という目的とは、やはりどこかに並べるべきものじゃないと思いますので、この文章の書き方がデリケートにならなければならないと思います。

以上、3点です。

(井村会長) ありがとうございます。それでは位田委員お願い致します。

(位田委員) 私はもう何度も発言をしておりますので、ごく簡単に済ませたいと思います。意見書のところで、要点だけ申し上げたいと思います。

起草グループで座長を務めさせていただいて、途中まで議論の責任があったということは否めないと思いますが、まず、起草グループでいろいろご協力いただいた委員の先生方にお礼を申し上げておきます。

私の意見は2つの部分に分かれます。

1つは、内容の問題です。これは先ほども申し上げましたが、平成12年のヒト胚報告書の中で、我が国の立場として示されている、ヒト胚は「人の生命の萌芽」であるということ。それから、したがって結局材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないということ。それからさらに、人クローン胚の研究は、他に代替手段のない場合に限られるが、その場合であっても動物実験及びES細胞研究の実績が蓄積され、医療への応用の可能性が評価された後にその是非を再検討すること。この意味でモラトリアムだと思えますが、そういう意見もあったと言われてしまうと、問題があります。こういう平成12年のヒト胚報告書の立場があるのに対して、今回の報告書は、これを変更しようとするものであると思われれます。その場合、つまり我が国としての立場を変更する場合には、きちっとその理由を議論して明らかにするべきだと思います。しかし、その点は必ずしも十分に議論されなかったと思います。

それから、この種の報告書の採択に当たっては、非常に微妙な表現もございますので、一語一句吟味することが必要だと思っております。しかし、時間がないという理由で、そういう形では議論がなされなかったことについて、私は細部については委員として責任が持てないと考えております。それからこの報告書は、人の胚についての報告書ですが、やはりそれを提供するというところに

についての議論がほとんどなされていない。特に、既にヒト胚報告書では、ヒト胚を提供する側の女性の心情について配慮することという記載が明確にあるにもかかわらず、今回の報告書ではそういうことが議論されませんでした。卵子の提供についてもほとんど議論がされておられません。この点について、この報告書がパブリックコメントに付されたその後の、最終の報告書をつくる際には、きちっと議論をするべきだと思っております。

それから、2つ目のポイントは手続の問題でありまして、私はこの種の生命倫理の問題、とりわけヒト胚の取り扱いのような大きな問題を議論するには、やはり後ろの時間が限られているとなかなか十分な議論ができないと思います。ただ、今回の報告書は、報告書の最後の部分に書いてあったと思いますけれども、中間的な報告書と位置付けると言われておりますので、今回の報告書はどこかに タイトルのところに「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方（中間報告）」というような形の明示をして、パブリックコメントに付すべきだと思います。このパブリックコメントを受けて、もう一度、今度は詳細に文言の一つ一つにまで及んで再吟味をして、一般の意見を取り入れて最終報告書を作成するということになるべきであろうと思います。

以上です。

（井村会長）ありがとうございました。いろいろ貴重なご意見をいただきました。非常に意見の分かれているところもたくさんありますが、我々としてくみ取れるところはもう一度、このドラフトの中にくみ取っていきたいと思います。この報告書案は中間的なものであるということをもすびには書いたのですが、タイトルをどうするかは検討をさせていただきたいと思っております。

時間を切ってしまい申しわけありませんでしたが、今後の予定といたしましては、私の責任で文章をできるだけ修正をさせていただきます。本日いろんなご意見いただきました。その上で、あくまでも中間的な報告であるということをも前提として、本会議で報告をしたいと思っております。そして、パブリックコメントを行いたいと考えております。それではまた後で、時間があれば説明をしていただくとします。

もう一つの議題について、前々回も報告をいただきましたが、国連でクローン条約についての動きがあります。本日は、外務省の方に来ていただいておりますので簡単に説明をお願いいたします。

(外務省) 外務省の安田でございます。本日、室長は所用で急遽欠席させていただきましたので、かわって私が説明させていただきます。

クローン条約の国連総会における審議状況につきましては、10月の会議の方でもご説明させていただきましたが、その後動きがありましたのでご説明申し上げます。結論から申し上げますと、今年の第58回国連総会においては、実質的な進展は何ら見られませんでした。来年の第59回国連総会において再び審議を行うことになりました。前回の説明と重複する部分も若干ございますが、資料5に従いまして経緯を説明させていただきます。

本件条約につきましては、1の経緯にありますように、2001年からの国連総会において検討が進められておりまして、(4)にありますように、ことは9月29日から国連総会第六委員会において審議が行われておりました。2の議論の現状ですが、問題となっておりますのは、条約で禁止すべき範囲をどこまでにすべきかということでありまして、人クローン個体を禁止すべきという点についてはコンセンサスがありますが、治療・研究用クローニングまで禁止すべきか否かについては意見が分かれております。そこで(3)にありますように、今回の第六委員会には2つの決議案が提出されました。1つは、コスタリカ提出の決議案として、個体産生、治療・研究用クローニングすべてを禁止するという決議案です。2つ目はベルギーから提出されました個体産生は禁止いたしまして、その他のクローニングについては禁止、モラトリアム、規制のオプションから、加盟国が選択できるようにして、各国の事情を尊重しようという考え方の決議案です。第六委員会において、双方の立場の違いを埋めるべく、協議が続けられておりましたが、結局妥協は成立せず、数にまさるコスタリカ提出決議案側は、投票による決定を求める動きを強めました。ここまでは前のご説明申し上げた内容で(5)以降が新たな動きです。こうした状況の中で、11月6日の第六委員会において、投票によってコスタリカ側とベルギー側の決裂が決定的になるような事態を回避して、コンセンサスによる決定を重視すべきである、またクローンは複雑でデリケートな問題であるために、各国が自国の立場を明確にできるよう、検討する時間を与える必要がある、との考え方に立つOIC諸国　これはイスラム諸国会議機構という、イスラム教国が加盟しているグループですが、こちらの方から条約の審議を2年間延期し、2005年に再び議論することを求める動議が提出されました。そして本

件動議に関して投票が行われ、採択されました。(6)ですが、12月9日に、今度は国連総会の本会議が行われまして、こちらで先ほどの第六委員会での2年間延期という決定に関する審議が行われました。その結果、2年間の延期を1年に短縮し、2004年の国連総会で再び議論を行うことが決定され、ことしの国連総会における審議の方は終了いたしました。

以上が、国連総会における審議の経過と結果です。

(井村会長) ありがとうございます。

余りご質問になることもないかと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。1年間モラトリアムで延期したわけです。だから1年先にどういう議論が進むのか、わかりません。

(西川委員) 今月のニューヨークタイムスを見ると、米国の国連大使のカンニンガムは、国連の手続を悪用してイラン案が1票差で可決されたというコメントを残して、米国は強くコスタリカ案を押し、ロビー活動もしたわけですが、日本はかなり活躍していただいたとっております。それはなぜかということ、日本がどう思うかではなくて他の国の自由を制限していいかどうかということが問題であって、これからもぜひそういった観点で考えてほしい。ドイツもフランスも、国内では反対意見です。明らかにきちっとした法律を持っていますが、しかし他国の自由を制限するという問題に関しては、米国のような立場は通っていないという意味で日本は高く評価したいと思います。

(島菌委員) この問題は、各国が今審議している問題で、我々はここで審議しているわけですが、世界共通の枠組みが必ず必要になってくる事柄であると思います。そうしないと、ある国が先走れば、ほかの国は禁止をしているということが非常に不利になる。そういうことがありますので、国際的な協議は積極的に行う。すると、どう国際的な協議を行うかということも、何度かそういうお話を私はしましたが、この調査会の議題に入るものである。外務省の方にもぜひ、たびたびおいでいただいて、そういう議論をするべきではないだろうかと思っております。

(西川委員) 書いたものがありますから、今度送ります。

(井村会長) よろしいですか。

それでは、もう一度確認いたしますが、先ほど申しあげましたように、この報告書案は、本日いただいたご意見、あるいはこれからもいつまでかだったら修正できますか。

(外山参事官) 既に何名かの委員の先生方からは、個人意見案であらかじめ今回はポイントだけだというご連絡もいただいております。そういった場合につきましては、18日までに整えていただきたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

(井村会長) 18日までにお寄せいただきたいと思います。それを参考にして、最終的に私が修文をいたします。そして、先ほど申しあげましたように、12月に開催されます総合科学技術会議の本会議で報告をいたします。こういう状況ですという報告をして、その上でパブリックコメントにかけることにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(位田委員) 確認ですが、委員の個人意見書もつけてでしょうか。

(井村会長) 委員個人の意見書もパブリックコメントでは報告書案につけます。

それでは、ごあいさつをさせていただきます。私の総合科学技術会議議員としての任期が、明年1月5日で満了いたしますので、この際、退任をしたいと考えております。したがって、この生命倫理専門調査会の会長も交代をさせていただくということになります。私の甚だ不行き届きのところがありまして、十分な審議ができなかったというご批判をいただいておりますが、より有能な会長になっていただいて、今後密度の高い議論をさらに続けていただきたいと思います。そして、良い報告書をまとめていただきたいと考えております。

発足以来、大変長い間お世話になり、どうもありがとうございました。これからも敵前逃亡するつもりはございませんので、側面からはお手伝いできるところはいろいろしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

では、本日はこれで終わらせていただきます。